

丘珠空港機能強化に関する
PI（パブリック・インボルブメント）レポート

令和 7 年 10 月
丘珠空港 PI 推進協議会

はじめに

札幌飛行場（以下、「丘珠空港」という。）は、北海道の中心都市・札幌の市内中心部から約 6 kmに位置し、昭和 36 年（1961 年）に公共用飛行場の指定を受け、民間航空と陸上自衛隊が共同で利用する共用空港です。現在は、道内外を結ぶ拠点として、ビジネスや観光、防災、医療を支える重要な役割を担っています。

こうしたなか、札幌市は、市民・地域住民・有識者で構成される札幌丘珠空港利活用検討委員会報告書等を踏まえ、札幌市の活力向上・北海道全体の発展のために丘珠空港の進むべき方向性として令和 4 年（2022 年）11 月に「丘珠空港の将来像」を策定しました。このなかで、丘珠空港は 1 年を通して道内外との路線を展開することにより、市民・道民の安全・安心な暮らしに寄与するとともに、多様な交流を支える広域交通拠点となることを目指すこととし、令和 4 年（2022 年）12 月・令和 5 年（2023 年）8 月に、札幌市・北海道・札幌丘珠空港機能強化推進協議会の連名により、国に対して滑走路延長等に関する要望が行われました。

これを受け、空港整備主体（北海道開発局、東京航空局）は、丘珠空港滑走路延長に係る具体的な整備計画の策定に向けて計画検討に着手するとともに、関係地方公共団体等（北海道、札幌市、北海道防衛局、北部方面総監部）と連携・協力して「丘珠空港 PI 推進協議会」を設置し、滑走路延長について地域住民・空港利用者等の皆様から幅広く意見を伺いながら合意形成を図るパブリック・インボルブメント（PI）を実施することとしました。

なお、計画検討にあたっては「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン（平成 21 年 3 月）」「一般空港における新たな空港整備プロセスのあり方（案）（平成 15 年 4 月）」を参考に進めることとし、PI の実施にあたっては、透明性、公平性、公正性を確保するため有識者等で構成される「丘珠空港 PI 評価委員会」の助言、評価を得ながら進めてまいります。

本書は、地域住民・空港利用者等の皆様に、丘珠空港の機能強化方策の検討内容についてご理解いただくため、PI の実施計画として作成したものです。

令和 7 年 10 月

丘珠空港 PI 推進協議会

目次

1	パブリックインボルブメント(PI)について	1
2	実施体制	3
3	実施計画	4
(1)	基本方針	4
(2)	実施手順	5
(3)	PIの対象とする住民・関係者等	6
(4)	周知・広報、情報提供及び意見収集の方法	7
(5)	収集したご意見の取扱い	9
(6)	PIの目標達成の判断及びPIの終了	9

1 パブリックインボルブメント(PI)について

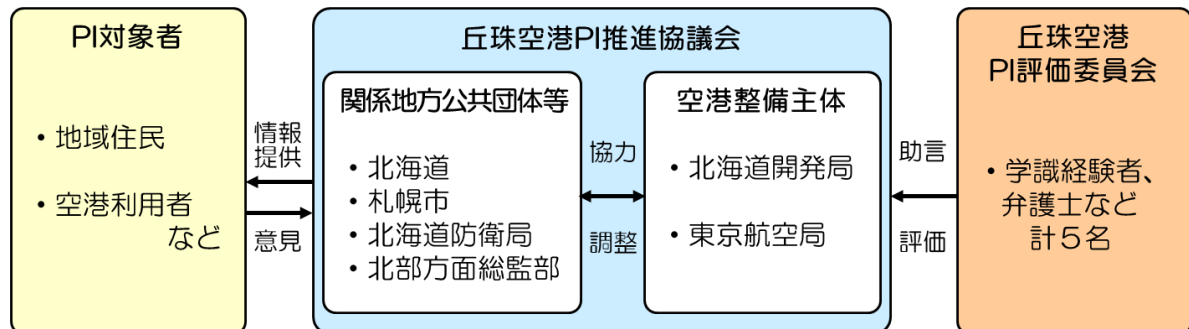
パブリックインボルブメント（以下、PI）とは、空港整備主体が関係地方公共団体等と連携して、計画の早い段階から住民等の関係者の方々に積極的に情報を提供し、コミュニケーションを図りながら、住民等の意見を空港整備計画へ反映する取組です。

PIを実施することで以下の効果が期待されます。

- * 計画策定手続きの透明性が高まる
- * 事業に関する様々な効果や影響が事前に説明され確認できる
- * 住民の意見が反映されることで計画の質が高まる

2 実施体制

PIは、丘珠空港PI推進協議会を主体として、みなさまと情報を共有しながら、ご意見の把握・募集に努めてまいります。また、空港整備主体（北海道開発局、東京航空局）によって、有識者等からなるPIの助言・評価機関となる丘珠空港PI評価委員会を設置し、助言・評価を受けながら進めることで、PIの透明性、客観性の確保・向上に努めてまいります。



① 丘珠空港 PI 推進協議会

丘珠空港PI推進協議会は、関係地方公共団体等（北海道、札幌市、北海道防衛局、北部方面総監部）と空港整備主体（北海道開発局、東京航空局）で構成されます。PIの進め方の公表、計画案の公表、意見の把握・集約を経て、PI目標達成の判断やPI実施記録を取りまとめたうえで公表いたします。

② 丘珠空港 PI 評価委員会

丘珠空港PI評価委員会は、空港整備主体によって設置され、学識経験者や有識者等で構成されます。空港整備主体からの報告を受けるほか、必要に応じてみなさまのご意見を直接把握するなど、PIの進め方の公表、計画案の公表、意見の把握・集約及びPI目標達成の判断やPI実施記録の公表等の各段階において、必要な助言・評価を行います。

③ PI 対象者（みなさま）

丘珠空港周辺の居住者や就業者、道内空港をビジネスや観光等で利用する空港利用者、丘珠空港の滑走路延長計画に関心を有し、PIへの参画を希望するみなさまが対象となります。

3 実施計画

(1) 基本方針

PI は以下の基本方針に基づき実施します。

<基本方針>

方針1：わかりやすく、入手しやすい情報提供に努めます

みなさまへ提供する情報は、簡潔に、わかりやすくするように工夫し、入手することも不便とならないよう努めます。

方針2：簡単で安心して、ご意見ができるように努めます

多くのみなさまのご意見をいただくため、ご意見の方法については、みなさまに選択していただけるように準備いたします。また、いただいたご意見や情報については、ご迷惑がかかることのないように取り扱います。

方針3：透明性、客観性を確保した PI を実施します

PI の実施につきましては、特別に配慮しなければならない場合を除いて、情報の根拠をお示しするとともに、その手続きを公開します。
また、丘珠空港 PI 推進協議会やみなさまに対して中立的な立場である丘珠空港 PI 評価委員会の助言・評価に基づいて実施します。

方針4：適切な期間を設定した PI を実施します

みなさまが余裕をもってご意見できるよう、その方法と期間については、事前にお知らせいたします。

(2) PIの実施手順

令和7年11月20日（木）から令和8年（2026年）1月20日（火）までの期間において、丘珠空港機能強化の内容を広く情報提供するため、計画案を記した丘珠空港機能強化計画書（本書）の公表や説明会・パネル展などを開催し、計画案に対するみなさまのご意見を募集します。

意見集約は、「丘珠空港滑走路延長の必要性和効果」「丘珠空港の滑走路延長計画案と評価」の2段階に分けて行います。第1段階は「丘珠空港における機能強化の必要性（第2章）」について意見を集約します。第1段階に反映するご意見の募集期限は令和7年（2025年）12月19日（金）です。いただいたご意見はPI推進協議会で集約し、令和8年1月頃に「中間とりまとめ」として公表します。第2段階は「丘珠空港の滑走路延長計画案（第3章）」「丘珠空港の滑走路延長案の評価（第4章）」を含めた全編について意見を集約します。全編への意見募集期限は令和8年（2026年）1月20日（火）です。いただいたご意見はPI推進協議会で集約し、令和8年3月頃に「最終とりまとめ」として公表します。「最終とりまとめ」に合わせて、当協議会の考え方を取りまとめた上で、PIの目標達成を判断し公表します。PI終了後は、空港整備主体が滑走路延長計画を策定し事業化に向けた検討を進めてまいります。

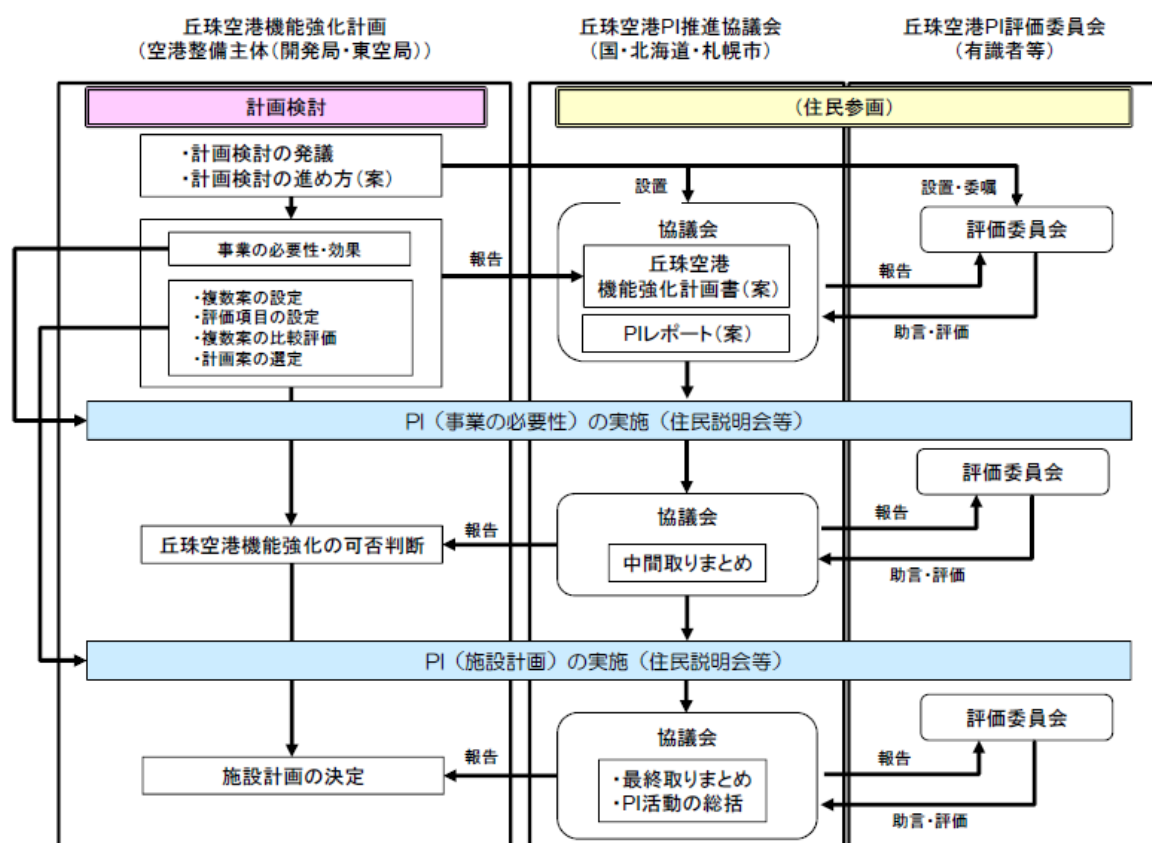


図1 計画検討、PI実施等の流れ

機能強化計画書としてとりまとめ、PI 対象者へ提供する情報は以下のとおりです。

主な内容

1. 丘珠空港の概要
2. 丘珠空港における機能強化の必要性
3. 丘珠空港の滑走路延長計画（案）
4. 滑走路延長案の評価

(3)PI の対象とする住民、関係者等

丘珠空港の周辺地域住民をはじめ、空港利用者などを対象とします。

PI 対象者	定義
周辺住民	丘珠空港周辺にお住まいの方
空港利用者	丘珠空港を利用されている方、道内他空港をビジネスや観光で利用する方
その他	北海道にお住まいの方、丘珠空港の滑走路延長計画に関心を有し、PI 活動に参画を希望する方

(4) 周知・広報及び意見募集の方法

PIに係る周知・広報、情報提供及び意見収集については、PI 対象者に応じて、次の手法を選択し実施することとします。

【周知・広報】

手法・媒体	概要
ウェブサイト	特設サイトを開設する ※協議会構成団体の各ホームページに特設サイトのリンクを貼る。 丘珠空港（札幌飛行場）の機能強化検討の特設サイト  https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kk/kuukou/k5m5qg0000008f6n.html
マスメディア	行政の広報番組(テレビ、ラジオ)を通じてお知らせをする。 報道機関へ情報提供し、取り上げてもらうことで周知を促進する。
広報誌 SNS	行政の広報誌や SNS 等でお知らせする。
ポスター パネル	丘珠空港、北海道本庁・各（総合）振興局、札幌市役所・区役所等、北海道開発局等に掲示する。
チラシ	PI 広報を兼ねたチラシを作成し、地域住民、北海道本庁・各（総合）振興局、札幌市役所・区役所等、東京航空局、北海道開発局等の公共施設等に配架する。 説明会、イベント等で配布する。
機能強化計画書	機能強化の目的や計画案をとりまとめし、地域住民、北海道本庁・各（総合）振興局、札幌市役所・区役所等、東京航空局、北海道開発局等の公共施設等に配架する。 説明会、イベント等で配布する。

【意見募集】

手法	概要
ウェブサイト	特設サイトに、直接ご意見を入力できるフォームを設ける。
ハガキ	ご意見を記入できるハガキを作成し、チラシと合わせて配架、配布する。
説明会 (オープンハウス等)	意見記入はがき、意見記入用紙、意見記入フォームにより意見募集

(5) 収集したご意見の取扱い

収集したご意見については、「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)」を遵守し、個人が特定できる情報を除いて集約したうえで取りまとめ、ご意見に対する考え方とあわせて、特設サイトにて公表します。

(6)PI の目標達成の判断及び PI の終了

目標達成の判断は、PI 評価委員会による評価をいただいたうえで行います。PI 評価委員会による評価を踏まえ、PI 推進協議会が目標を達成したと判断した場合、PI を終了します。

<評価の視点>

視点1：PI は適切に実施されたか

PI に係る周知・広報、情報提供、意見収集が PI レポートに基づいた期間及び方法により実施されたかを評価します。

視点2：提供した情報は適切に周知されたか

機能強化計画書・チラシの配布部数、説明会への参加人数、特設サイトへのアクセス件数、意見提出者数を把握し、提供した情報が周知されたかを評価します。また、意見提出者の年代、居住地を把握し、広く情報が周知されたかを評価します。

視点3：PI 対象者は PI 推進協議会が提供した情報を理解したか

意見募集にあたり、提供した情報の内容に関する理解度を評価します。

視点4：募集した意見に対して PI 協議会の考え方は示されているか

募集した意見を分類・集約し、それらに対する PI 協議会の考え方が示されているかについて評価します。